

横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱の一部改正について

1 趣旨

大規模小売店舗立地法施行規則（平成 11 年通商産業省令第 62 号）の一部改正に伴い、横浜市大規模小売店舗立地法運用要綱を一部改正します。

2 改正の概要

(1) 大規模小売店舗立地法施行規則の一部改正に伴い、説明会を掲示により行う場合に、これまでの手段に加え、届出等の要旨をインターネットを利用して掲示することとされました。

これに伴い、要綱中においても、インターネットを利用して掲出するよう追加しました。

(2) 要綱及び要綱で規定している様式の文言修正等を行いました。

3 意見公募手続き

法令等の改正に伴い当然必要とされる規定の整理であり、横浜市規則等に係る意見公募手続実施要綱第 5 条第 4 項第 8 号に該当するため、意見公募手続は行いませんでした。

4 施行日

令和 6 年 6 月 30 日